

宗教法人カトリック京都司教区  
ハラスメント防止宣言 2020

I. カトリック教会とハラスメント

【カトリック教会の使命】

カトリック京都司教区（以下、京都教区）は、日本社会では宗教法人法による宗教法人であり、カトリック教会の信仰に基づいて福音宣教する宗教団体です。（参照：宗教法人「カトリック京都司教区」規則 第1条、第3条）。京都教区は、カトリック教会としてキリストが望まれる教会共同体建設を目ざし、弱い者の側に立つキリストの生き方に徹底的に従う教会のあかしを目に見えるものにしていく努力をしています。

【すべてのキリスト信者の義務】

カトリック教会に属するすべてのキリスト信者には、「それぞれ固有の立場に応じて、聖なる生活、教会の発展及び絶えざる聖化の促進に尽力しなければならない」（カトリック教会法 第210条）という義務があります。

【カトリック教会の中でのハラスメント】

京都教区に所属する教会（小教区）やカトリック諸施設における日常的な活動は、個人的な信頼関係や指揮命令に基づく協働作業が交錯する場において行われます。カトリック教会に関わるすべての構成員は、人間として、お互いに他の者を対等な人格と認め、その自由や権利を尊重しあうことが不可欠です。

しかしながら、カトリック教会も、あらゆるハラスメント、特にセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が起こる空間にもなり得ます。昨今社会問題となっている様々な形態のハラスメントの中で、特に、性虐待、性暴力を含むセクシュアル・ハラスメントは、人間の生きる権利を侵害し、被害者を深く傷つける深刻な問題です。

カトリック教会の中で、ハラスメントが発生するならば、福音の根幹に関わる問題であり、カトリック教会にとって非常に重大な問題です。まして、神の賜物であるいのちを守るために最善を尽くす義務があり、模範たるべき聖職者（司教・司祭・助祭・修道者）が、その立場を利用して、未成年者や弱者に対して、性的な人権侵害、とりわけ性虐待という他者の人格を辱め蹂躪する行為におよび、いのちの尊厳をおとしめる事は、絶対にあってはならないことです。

【教会の責任】

加害者が聖職者や施設職員であった場合に、被害者が何も言えない状況があり得ます。そ

これは Power Abuse（権力濫用）の問題があるからです。聖職者は教会における力関係の中で、信徒に対して大きな力を持った者であることを自覚すべきです。この力関係の中でなされる性的な接触は、決して自由で対等なものではありません、常に抑圧的・搾取的なものになります。こうした権力構造と濫用の危険について理解した上で、人権を守ることこそが牧者の使命であるとの自覚を深める必要があります。社会の中で「救いのしるし」であるべき教会には、あらゆるハラスメントによって被害を受けた人、特に未成年者や弱者を守る重大な責任があります。

しなしながら、司教をはじめとした教会の責任者が、聖職者の加害行為を隠蔽し、必要な処置をせず、被害を拡大した事例が多数報告されています。

また、被害者が未成年や子どもであった場合、深い苦しみと大きな葛藤のなかで、何十年も経ってから始めて、その事実を公にできたという方もおられます。そのような深い苦しみと大きな葛藤を長年にわたって強いてきた聖職者の加害行為が判明した場合は、京都教区は被害を受けられた人々への謝罪と償いを行います。

#### 【適応範囲】

本防止宣言と規定は、京都教区内の聖職者、あるいは奉献生活者の会、または使徒的生活の会の会員が関わるハラスメントの事例が発生した場合に適応されます。

また、京都教区は、教区内（京都府、滋賀県、奈良県、三重県）のカトリック関係の学校・諸施設でのハラスメント等に関して、それぞれ学校法人、社会福祉法人等、法人・施設として固有のガイドライン等を設けるように指導します。

#### 【カトリック教会法の適用】

カトリック教会においては、その活動すべてがカトリック教会法の適用を受けるという原則に従って、京都教区が定めるハラスメントに関するガイドラインも、カトリック教会法の関係規定を遵守します。とくに、聖職者による未成年者への性虐待に関しては、ローマ教皇と聖座が定める規定と、それらに対応する日本カトリック司教協議会が定めるガイドラインに従います。

## Ⅱ. ハラスメントに対するカトリック教会の基本姿勢

#### 【自己規律】

京都教区に関わるすべての構成員は、自由と権利を享受すると同時に、厳しい自己規律を維持しながら、教会の活動や各自の業務に従事すべき義務を負っていることを自覚します。

#### 【ハラスメントの罪責性の認識】

京都教区のすべてのカトリック信者は、教会内の身分・地位や影響力を有する者として、信徒やカトリック信徒でない関係者に対して、権限や影響力を濫用し、または職務を逸脱し

て、職務に従事する者の人格や権利などを侵害することは決して許されないことを自覚します。

また、ハラスメントの被害者が、深刻な苦痛を被るだけでなく、日常の生活を取り戻すまでに長い時間を要するなど、経済上も健康上も重い負担を負う場合があることを認識します。

#### 【発生防止の姿勢】

京都教区は、何よりもハラスメントが発生しない環境を作ることを大切にします。そして、すべての構成員の、自らの厳しい自己規律と誠意ある協力に基づき、ハラスメントの徹底的な防止と、その対策の実施に努めます。

#### 【解決の責任】

京都教区は、ハラスメントが生じた場合には、速やかに被害者の権利を回復し、関係機関の連携協力により、柔軟でかつ適切な対応を行うなどして、誠実に問題解決に取り組みます。

#### 【自浄機能】

京都教区は、カトリック教会が陥りがちな組織防衛優先や秘密主義から脱却し、しかるべき情報を公開し、男女の信徒の意見を教会の対応に反映させ、かつ第三者機関を通して問題解決をはかり、客観的判断をおおぐことができるようなシステムを導入します。

#### 【相談窓口と調査機関】

京都教区は、被害者からの訴えや相談を受け付ける相談窓口、および事実関係を調査する調査機関として「ハラスメント防止対策委員会」を設置します。

#### 【こどもと女性への人権意識の涵養】

京都教区は、こどもと女性の人権に関する意識を涵養することを努力します。社会的に弱い立場におかれた人々に関する福音と教会の教えを基礎にして、こどもと女性の人権についての理解を深め、これに関する啓発活動をすること、さらにこどもへの虐待やドメスティック・バイオレンス等の問題に取り組み、予防教育を推進していきます。

### Ⅲ. 被害を受けた人のケア

#### 【被害の事実、あるいはその訴えや相談があった場合の基本的姿勢】

京都教区は、あらゆるハラスメントは、キリスト信者として福音の要請に対する裏切りであり、決して見過ごすことはできません。福音の立場はあくまで、小さくされた者、力なく身寄りのない人を大切にする姿勢ですから、ハラスメントの被害者の側に立って、その苦しみを受け止め、必要な助けの手をさしのべることが、教会のとるべき基本の姿勢と考えます。

#### 【誠実で開かれた対応】

京都教区は、ハラスメントの疑いがある場合、まず被害者の立場に立ちます。また、被害の継続、再発、拡大を防ぐために、ハラスメントの事実が判明したら、被害者の傷を思い、その真実を見極めて信頼を回復するために誠心誠意、責任をもって対応します。特に、訴えられる聖職者や教会関係の職員は、教会にとっていわば身内なので閉鎖的にならないように、事件を隠さずに速やかに対処し、関係者に最大限に開かれた態度を貫きます。

#### 【プライバシーの保護】

京都教区は、被害者と事件に巻き込まれた人々の立場やプライバシー、個人情報が必ず保護されるように配慮します。

#### 【謝罪と賠償】

京都教区は、加害者と監督責任者の謝罪、賠償についても誠意をもって対応します。また被害者がどのような対応を望むかについても真摯に耳を傾けます。

#### 【精神的ケア・心理的ケア】

京都教区は、ハラスメントの被害者が身体的な傷を負っているかどうかの診断を受けられるよう配慮し、適切に処置が講じられるようにします。また、同時に多大な心的外傷（トラウマ）を受けているので、その心的外傷に対しても、ケアをします。被害者の心理的ダメージからの回復を第一に考え、被害者を特定のグループや個人で囲い込まずに、専門家による治療、カウンセリング等を通して回復に向けた適切な支援をします。

#### 【司牧的ケア】

京都教区は、被害者とその家族に対して、必要な霊的な回復の道を、教会の牧者としてサポートします。

#### 【数年後の被害者への対応】

セクシュアル・ハラスメントの事例について、数年後になってから被害を申し出る人もあるでしょう。その場合、加害者への対応が不可能な場合でも、被害者がどのような対応を望むか真摯に耳を傾けます。

以上

\*\*\*\*\*

付記：本基本宣言は、2005年7月20日のカトリック京都司教区・司教顧問会において承認され、同日より施行。

付記：本基本宣言は、2007年11月26日のカトリック京都司教区・司教顧問会において承認され、同日より施行。

付記：本基本宣言は、2020年5月20日のカトリック京都司教区・司教顧問会において承認され、同日より施行。